

第 28 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2005 年 2 月 18 日（金）15:00~18:00

場所 財務省・中 422 会議室

議題

1. 津波被災国の二国間債務問題と G8 におけるアフリカ支援策日本提案について
2. IFC セーフガード政策・公開情報政策について
3. 世界銀行国別制度活用アプローチについて
4. ナムトゥン 2 ダムの融資審査と日本政府のポジションについて
5. チョンクニアス環境改善プロジェクトにおける ADB の今後の関与について
6. スリランカ南部ハイウェイ建設プロジェクト（STDP）における ADB アカウンタビリティ・メカニズムの実施と JBIC の対応について
7. サンロケ多目的ダムプロジェクトにおける JBIC の対応について
8. サハリン石油天然ガス開発における累積的影響について
9. OECD 輸出信用アレンジメントの再生可能エネルギーについて

出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関：木原（隆）課長、水野補佐、木原（大）補佐、日向補佐、渡辺係長、平良係長、味園係長、宮田係長

参事官室：石井参事官、稲本補佐、宮崎補佐、中野補佐、牧野係長、前田係長

開発政策課：宇波補佐、中山補佐、佐藤補佐

【NGO】

松本、後藤、東、鬼塚、福田（以上メコンウォッチ）、神崎、波多江、清水、村上、篠原、山崎（以上 FoE Japan）、大倉、瀧本（以上債務と貧困を考えるジュビリー九州）長島（TICAD 市民社会フォーラム TCSF）、菅波（高木仁三郎市民科学基金）、河内（アフリカ日本協議会）、渋谷（学生）、政野（特になし）、田辺、加藤、近藤（以上 JACSES）

1. 津波被災国の二国間債務問題と G8 におけるアフリカ支援策日本提案について

大倉：

はじめに質問状の訂正をさせていただくと、2 枚目の質問 3-1 の 3 行目の海外経済協力業務は 2,089,594 百万円ではなく 208,594 百万である。その下の行のウェブサイトに関してだが、JBIC のウェブサイトという事であり、もちろん外務省のウェブサイトでは公開されている。

2 月 4、5 日に G7 蔵相会議が開かれた。アフリカを中心とした貧困削減のことが大きなテーマとなった。その中でアメリカ、イギリスが多国間債務の 100 パーセント削減を提案した。それは今までの債務削減 HIPC イニシアチブでは非常にスピードが遅い、削減の額が少ないという事で、特に 2015 年まで

に貧困を半減するとされるミレニアム開発目標（MDGs）には間に合わないという認識があるためと理解している。

それに対し、日本政府は「甘やかしてはいけない、日本の負担が大きくなる、財政難である」ということで反対をし、代わりに民間セクターに対するコンセSSIONナルなローンを通して貧困削減を支援するという案を出したと理解している。これに関して、2015 年までに MDGs を達成するという明確な数字が上がっていて、これが非常に急がれる。貧困のために 1 日 3 万人の方がなくなっている。あるいは AIDS で 8000 人の人が亡くなっているという状況の中で、この日本政府の提案によって MDGs が達成できると考えているのか、だとしたらどういうタイムスケジュールで考えているのかを伺いたい。これが質問の（１）と（２）を２つあわせたポイントである。

質問（３）の津波被災国の日本に対する債務に関してだが、津波被災国の債務に関しては G7 とパリクラブで支払の凍結が決定されているが、それでは足りないと考える。やはり削減するべきではないかという議論があり、これも 2 月 4、5 日の G7 蔵相会議にて話し合われたが、これに関しても日本が反対したと伺っている。ところが、債務の問題を貧困削減として見た場合、アジアの国々のほとんどは HIPC イニシアチブから漏れているが、債務の削減は債務を払わせ続けられるように削減を考えるのではなく、MDGs も考えた上で貧困を削減するために債務を削減すると考えるならば、津波被災国の債務削減は十分に考えなくてはならないと認識している。アジア諸国が日本に対して抱えている債務の情報などがあまりないので、そのデータを教えて頂きたい。

質問（４）の日本の債務削減、帳消しへの基本方針に関してだが 1999 年ぐらいからこの債務問題をしているが、最初に日本は「債務削減しない。債務救済無償を出して債務を救済する」と言っていた。最初、債務救済無償は世界に誇れる立派な制度であると言っていた。ケルンサミットのイニシアチブの時にもそれを明記して各国それぞれのやり方で債務を救済するという事まで書かせた訳だが、それが突然債務救済無償は廃止すると発表した。債務帳消しキャンペーンとしては喜ぶべきことだが。債務に関する話し合いでどうして二国間債務にまで IMF や世銀が関与するのかと質問したときに当時の黒田財務官は浮いたお金がどのように使われるかはモニタリングをしなくてはならない、そのためには IMF や世銀でないと内政干渉になるので IMF にチェックしてもらうのだと説明していた。ところが、債務救済無償を廃止するときに同時に T D B 無償も廃止になった。そうすると、IMF や世銀に対して PRSP を作成し、チェックしてもらうということをしていないミャンマーの債権も全額放棄ということになった。これに関してはこういった資金をどのように運営していくかのモニタリング方法が確立したとは聞いていない。また、先ほども言ったが津波債務に関して外務省が 2 月 14 日にあった NGO 外務省協議の時、他の NGO から津波被災国の債務削減の質問があった際に借りたものは返さなくてはいけないということを前提として言われたそうだが、イラクの債務に関してはアメリカから提案があり、石油資源を使って債務が返せるのではという議論があったにも関わらず帳消しをしている。NGO 側から見れば、どういうことを基準として債務の帳消しを決めているのか分かりにくいので方針があれば教えて頂きたい。

MoF 宇波：

最初にご質問があったアメリカやイギリスが提案している 100 パーセント削減の件だが、多国間の国際開発機関が持っている債務の扱いはどうするかと言う点だが、ご承知のように今年日本の G7 プロセス

の中でも議論になっていて、2 月にも議論されたと報じられている。公表されているベースではアメリカがストックベースで 100 パーセントを取っている。イギリスが 2015 年までの元利払いを相手国に資金を供与する形で返済資金を確保する。実質的にフローベースでの 100 パーセント削減になる提案をしている。

なぜ日本は反対をしているのかということだが、ひとつは債務の削減に関しては国際的な枠組みとして債務が持続可能な範囲まで債務を削減して債務の持続性を確保しようというのが原則で、日本もそれを尊重している。100 パーセントの削減というのは債務の持続性を確保するために必要な額以上に債務を削減する場合もある。一律に 100 パーセントというアメリカとイギリスの提案は債務持続性確保の必要限度を超えて債務の削減をする可能性がある。それはドナー国にも被援助国にも問題になると私達は思っている。ドナー国にとっては財政負担が大きくなることは否めないが、それ以上に被援助国（債務国）にその国の制度・政策環境にかかわらず、その国が制度の改善にいかに関心したか如何に関わらず全て 100 パーセント帳消しにするとするのは債務国の間で不公平になり、モラルハザードになる。

アメリカは債務を削減して、その後は基本的にグラントで支援していこうと言っている訳だが、そこはケース・バイ・ケースでグラントでなくてはいけない国もあると思う。だが、全部一律グラントだと言う所に問題がある。アメリカのように一律で 100 パーセント削減して、あとは一律グラントでやるということはローンが適した開発分野というのはやはり国によってはあると思う。どのような途上国であったとしても最終的には経済成長を遂げるのであれば最終的には民間から資金調達をして経済成長をしていくのが理想であって、外貨を獲得して豊かになっていくと言うのが理想でありそれを目指すべきである。その時に全てグラントと言うのはその国が最終的に民間市場からお金を借りていくような方向に向けたクレジットカルチャーのような制度あるいは慣習を確立しない。ずっとグラントに依存した経済構造になるとその国の開発にとっても良くないと考えている。従って、一律に 100 パーセントで削減することは日本政府は反対するし、今後も反対していく。

私達の債務の案と言うのは債務の持続性を確保するという大前提の下でたとえば HIPC の CP 時点での卒業目標が 150 だが、それを下げる。それを卒業した後に債務持続調整分析の枠組みが適用されるのだが、卒業した時点で CPI が 150 だと黄色で、165 パーセントだとローンが止まる。わずかしき間がなくそれでは、安定的なローンを得たり、クレジットカルチャーが進まない。債務の持続可能な範囲まで広げるのが原則ではあるが、ある程度、制度・政策制度の良い国は少しローンの活用できる余地を膨らませる。その限度においてマルチの削減案に日本は合意するという内容の提案である。やや技術的ではあるが、120 に下げることで 150 まで 30 パーセント分の枠があく。これは政策分析環境の強い国に、頑張った国についてである。弱い国は 100 パーセントが限界値になっているので所詮グラントだけである。

MoF 中山：

今言っている 100 や 150 などの数字は債務実質比率である。

MOF 宇波：

ローンを活用させたほうが、多少債務を追加的に削減しても、ローン活用の余地を開いたほうが良いと思われる国、従ってケース・バイ・ケースではあるが、制度・政策環境の良い国に対して、追加的に債

務の削減幅を少し大きくして、どんどん活用の余地を広げようということ。要はその国の制度の強さに着目したケース・バイ・ケースの削減を日本は提案している。これはある意味、思想対立というか、考え方の差である。債務を削減したら、その国の資金が回るようになるのではないかという主張を、米国や英国がしていることは承知しているが、ここは日本が、今言った考え方に立っているということである。

MDGs（ミレニアム開発目標）の達成が 2015 年でありそれに向けて各国が取り組むのは国際的合意であるので、それに向かって取り組む過程の中で、債務の話が議論されているわけであるが、日本としても MDGs の達成は非常に重要なことだと考えている。その達成のためにも 100 パーセント削減、グラントオンリーという流れではなくて、先ほど言った方策をとっていくことで、すこしでも目標達成につなげていきたいと考えている。

津波については、なぜ津波被災国の債務を削減しないのかという趣旨の質問でよろしかったか？

大倉：

というよりも、現状を知りたい。日本がインドネシア債務の繰り延べをおこなっているように聞いているが。

MoF 宇波：

確認するが、被災国に債務削減をすべきという意見ではないのか。

大倉：

削減すべきだと思っている。しかしなぜ債務削減について日本政府が反対かという理由については既にわかった。

MoF 宇波：

このような場でお願ひしたいのは、気をつけるべきは、債務を削減すべきだということを先進国の政府だけでなくやマスコミも主張することは、必ずしも現地の役になっていない。それを是非 NGO の方達、マスコミの方たちも含め、非常に影響力が大きいので理解していただきたいのは、債務削減はすべて要請を踏まえて行うつもりでいるが、債務削減をすると、民間資本市場からの資金調達が難しくなる。公的な分野においても債務を削減した場合は、新規の資金供与が難しくなる。インドネシアから、現段階で債務削減の要請はない。ないというのは、（供与国が）やめろといっているのではなく、債務削減するとむしろ資金調達をするのが難しくなることが困るからインドネシアは要請していないのである。

津波の災害は人的には被害が大きく、それに対して政府や日本国民は最大限の支援を行うべきであるが、債務の構造的問題まで至っているわけではない。その中で、むしろ削減ということにすると、インドネシアのためにならないし、インドネシアからそういう要請を受けていない。債務削減をすべきではないかと先進国がいうことによって一種の圧力になり、「先進国がやってやるといっているのになぜこっちから求めていかないのだ」という声が被災国の国民の中からもでてきてしまう。そこは、インドネシアの政府あるいは大多数の国民がそうすべきではないと思っているので、むしろ是非そういうことは言わ

ないでほしい。それはインドネシアのためにはならないということをあえて申し上げたい。

MoF 中山：

質問項目 3-1 について、どうして JBIC がでていこうとするのかということについて。民間への影響という話があったが、ウェブサイト上の質問 3-1 について、繰り延べがあったかどうかではなく複数回繰り延べを行った債権があったかという趣旨と考える。それに関しては申し訳ないが、一回繰り延べした債権がまた繰り延べ対象になったかどうかという情報は、明らかになると民間に与える影響が大きいので、この場でこの質問に関してお答えすることは差し控える。

大倉：

質問に書いてはいないが、今までインドネシアに対して合計いくら繰り延べをしたかも答えられないのか？繰り延べというか、同じものを何回もではなく、今まで全部でいくら繰り延べをしたかということについて。

MoF 中山：

確か回数はパリクラブのホームページなどに掲載されていたと思うが、質問項目になかったため、過去全ての数字に関してはこの場では申し上げられない。日本が、ということか？

大倉：

はい。それも言えないのか？

MoF 中山：

現時点では、日本がいくらかという意味では申し上げられない。全体の数字に関してはパリクラブのホームページに掲載されているかもしれない。

大倉：

インドネシアに対する全体の数字ということか？日本がいくらかに関しては述べられないのか？

MoF 中山：

述べられない。

大倉：

質問 3-2 について。津波被災国が 12 カ国あがっているが、その中で日本が、延滞債権についてまとめた額は JBIC のウェブに掲載されているが、津波被災国のなかで日本が延滞債権をもつ国はあるのか。

MoF 宇波：

先ほどと同じく申し上げられない。

大倉：

質問 4-1 について、債務帳消し方針についてしっかりしたものがあるのか？あと先ほどお答えいただけ

なかった MDG s を 2015 年までに達成するタイムスケジュールがあるならそれを教えてほしい。

MoF 宇波：

2015 年の達成に向けてどうするかについて、まさに検討している。今の達成状況を確認し、かつ国連に中間レビューがあるので中間レビューもし、その達成状況を見ながら各国が連携して、達成に向けての方策を今まさに検討中。タイムスケジュールは現段階ではない。

大倉：

日本としてのタイムスケジュールは？

MoF 宇波：

日本としてでなく、国際社会で取り組むべきものである。

大倉：

そうであるが、では「国際社会の状況はイギリスはこういうことをしている、アメリカはこういうことをしている。だけど日本ではこういう方針があって、これをすればどれくらい有効であって、これをすればこれくらい貧困が削減できる。ではこれをするためにこれだけのお金を投入しよう」というものはないのか？

MoF 宇波：

日本一国でか？

大倉：

日本一国ではそういったことはできないのか？日本だけで全てやるわけではないが。

MoF 宇波：

恐らくイメージされているのは、例えばイギリスがだしているような、IFF の試算でだしているような、これだけお金をつぎ込めばこれだけのことができる、というものをイメージされているのが。

大倉：

全体でこれだけ必要という数値は出ている。それに対して、日本はこれだけのことをしよう、削減に関して何パーセント貢献していこうという見通しはないのか？

MoF 宇波：

いずれの国も自分の国だけで達成しようという見通しはない。

MDG s の達成が、特にアフリカにおいて比較的困難になっている。だからこそアフリカをはじめ具体的な支援を考えていきたい。そういう意味において日本としてもアフリカの支援をどうしていくかを考え提案をしている。お金だけを計算したものはない。

大倉：

債務の持続可能性といわれたが、最初 200 と言われ、それが 1 年半で 150 になり、今度はそれが国によって 120 になったりと非常に曖昧。どうやったら債務を返し続けられるかという風に受け取れる。こういう緊急事態では、どれだけ債務を削減したらその国が貧困を削減できるかという視点を入れるべきだという考えが NGO にはある。それから頑張った国（政策分析環境の良い国）という判定について、結局、頑張った国がたくさんローンは借りられるが、貧しい国について、貧困という視点は入っていない。

MoF 宇波：

債務とローンという意味でお話をして、グラントの世界でお話をしていないから印象としてそのようになったかもしれない。いわゆるベーシック・ヒューマン・ニーズにむけての無償を通じた支援をいらないと申し上げたわけではない。むしろ債務という観点でいうと、制度・政策環境、それからローン、お金を借りるとか、返すというその世界においては制度・政策環境というのは決定的に重要だと思う。グラントの方も重要である。そこで重要な意味が少し違うと思う。制度・政策環境として求められるものがずっと違う。頑張った国というのはきちんとローンを活用できるという意味で、制度・政策環境が強くなければいけない。グラントの方はぜんぜん要らないというわけではない。

河内：

質問項目 2-2 アフリカの ODA についての質問がまだである。10 億ドルという数字はどこからでてきたのか？

MoF 宇波：

これは日本が提案してまだ固まっていない。日本が提案して想定しているのは JBIC からの円借款の規模である。

河内：

何年間か？

MoF 宇波：

5 年で 10 億ドルである。これは提案であり決まったわけではない。関係者が大勢おり、各国に打ち出しているので、他の国がどうかんがえるか、アフリカ開発銀行がどう考えるか考慮すべきである。

河内：

2006 年度承認される形か？

MoF 宇波：

何年度という形で決まっていない。

2.IFC セーフガード政策&情報公開政策について

田辺：

IFC セーフガード政策と情報公開政策に関し、2月に Indicative Draft とガイダンスノートが出された。本当は、どのように良くしていけばよいかという議論をしたいが、実は今回出されたドラフトでも、既存のセーフガード政策から後退している部分が残っている。それでは具体的にどのような点が抜け落ちているかを見ていきたい。ここでは四点あげたが、このドラフトが膨大なドキュメントのため今後もう少し細かく分析していきたいと考えているので詳細はまた後日議論できたらと考えている。

まず一点目として環境社会影響調査、行動計画を策定するにあたっては、これまで2回以上のコンサルテーションが要求され、開催する時期も限定していたが、今回のドラフトにはその事柄が不明確となっている。

次に二点目の土地の問題だが、これは私が最も問題であると考えているテーマで、ドラフトでは土地の所有権について移転する際、法的な権利を持っている者に関してはその後も権利を保証するが、土地所有の法的権利を持たない先住民に関してはあるセンサスに基づいた日付で区切って、それ以前にその場に住んでいたものに対しては土地以外の権利、メリットを保証するということが書かれている。しかし、もともと世界銀行で定められた先住民政策では先住民の多くは国内で法的な土地権利を持っていないことが多々あり、その場合世界銀行では国に対して移転後に権利を持たせるように働きかけをするという内容だったが、今回の IFC のセーフガード政策では移転後そのまま権利を持つことが出来ず、かなり大きな後退になるのではないかと思います。

三点目は、代替案というのは技術的、経済的にはもともと進める案より高いのが通常であり、市場原理において一番安い方法を選ぶわけだから、その幅（差）がどれだけあるかということが問題になる。経済的な実現可能な代替案という書き方だとどのレベルかということがはっきりしない。

それから四点目は商業伐採や伐採危惧の購入、原生熱帯雨林の利用には融資しないという既存の方針が今回のドラフトにも抜け落ちている。

これらを踏まえた上で財務省に伺いたいのは、質問1として財務省の見解は、定期協議で既存のものより政策のレベルが落ちていることは好ましくないというように理解している。今回のドラフトでも既存のものより落ちているということが見られるが、どのように考えているか。

それから質問の2に関しては 情報公開政策について「Presumption in favor of disclosure」の原則が11月に出されたドラフトにも書かれていない。責任ある対応するであるとかオペレーションの中で情報公開をするといった方向性は示されているが全体の法的な構造としてこれまでドキュメントは原則公開で、制約要件として幾つかあげられていたのに対して、そういった法的構成が曖昧になっているので、きちんと「Presumption in favor of disclosure」の原則を取り入れなければならないのではないかと。

質問3は、IFC は理事会決定を9月に延期されたと聞いているが、ただパブリックコメントの期限をずらしただけではないか。やはり、まずは基本的には既存のセーフガード政策と同レベル以上のドラフトを出していただき、その上で公開のコンサルテーションを再度開いてその声を反映させて理事会に持つ

ていくというプロセスが正しいのではないかと思うが、この点に関してもお伺いしたい。

MoF 水野：

IFC のセーフガード政策改定の目的は、現行セーフガード政策が改定されてからだいぶ期間が経ち、その間いろいろな動きがあってそれらを取り入れた改定を行うこと。そして、もう一つ重要な点として、社会面、環境面に関して IFC が融資を行うべきことと、スポンサーが IFC の融資を受けるにあたって行うべきこと、を分けて明確化し、より事業者が動きやすいようにするという趣旨がある。

IFC の果たすべき役割は、Policy on social and environmental sustainability という 10 ページ程度の文書に収められている。クライアントが何をすべきかということに対しては performance standard というで規定している。これはあくまで枠組みであって、具体的には Interpretation Notes で規定する。これに関しては随時見直しを行う。

以前より申し上げているが、いたずらに現行のセーフガード政策に盛り込まれていた内容が構成を変えて抜け落ちてしまうということは好ましくない。ただ一方で、今ある現行のセーフガード政策の規定が実態にそぐわない、無理難題であるということや、逆にこうすべきということがあればそれは当然変えるべき事だと思う。だから何かを抜くというのであれば例えばこの内容があると IFC は相手にしてくれないであるとか、そういったものだったら説明が必要で、その説明で納得してくれるかどうかということとはまた別問題だが、構成を変えてなにか様々なことが抜け落ちるということは説明責任が必要だと考えている。

いずれにしても膨大なドキュメントのため、一言一句照らし合わせて見るというのは難しいが、Performance Standards から抜け落ちていることもあるだろうし、Guidance Notes の方に細かく規定されている場合もあるかもしれない。全体パッケージで見ていただく必要がある。抜け落ちている点があるということがあれば随時 IFC の方に指摘していただければと思っている。

個別に挙げられた論点であるが、IFC から聞いた限りの範囲でお答えすると、コンサルテーションの回数、時期が明確ではなく、以前は時期を示して回数が書かれていたが今回はないということであるが、1 つはプロジェクトによってはコンサルテーションが二回では不十分な場合がある。BTC ならば 3 カ国で 2 回ずつということもあるわけで、その時期に一回ずつやればいいのではないのか、といったようにも捉えられたりするという考えもあるようだ。一方でパブリックコンサルテーションに関しては、これまで受け付けている意見の中では何らかの基準が必要であるという内容のものがあるようで、回数を具体的に書くかということは検討中である。

それから 2 番目の質問であるが、これは国を相手にしている場合、世銀が融資するといった時、先住民対策として法的権利を与えるべく技術的支援を促すといったことが書いてある。IFC では相手は民間の企業であるので民間の方々に法律を作るように促すことができるかということは疑問である。業務の違いであるので民間企業に求めるのは無理ではないかと考える。どちらかというと I F C より世銀の仕事である。

4 番目については IFC の What's New and Different の 4 ページ目に Forests という項があるのでそこをご参照いただきたい。IFC もそれなりに説明していると思うが、疑問があればぜひいただきたいと思っている。

質問の 2 であるが「Presumption in favor of disclosure」は、これまでのコンサルテーションで様々な意見が出てきているということで IFC では現在検討中と聞いている。前回は申し上げたかもしれないが IFC の情報公開はどうあるべきかを考えた場合、公的な国際機関である（世銀グループの一つとしての機関）というのと民間機関を相手にしている機関であるということの 2 つのバランスをどうとっていくかということで難しい問題がある。民間を相手にしている観点から民間企業とのビジネス上の機密情報が尊重されなければならないし、それから職員間の意見交換などの情報は保護しなければならない。だが、公開できる情報は公開していく姿勢が望ましいのではないかと考えている。

最後の質問についても、IFC と話をしてみたが当然いろいろなステークホルダーとの意見交換は重要であるから外部のステークホルダーからの意見は大歓迎である。もし関心があれば IFC の方でテレビ会議あるいは電話会議など、何らかの形でみなさまとの意見交換の場を設けてもよいというように言っていた。そういった場でより意見交換が出来れば状況も良くなるのではないかと思う。

田辺：

質問 1 に関して、やみくもに基準を下げるということは問題があるということだが、もし IFC が既存の基準を下げる場合には、この項目では現在環境影響などの問題が発生していないという場合と、IFC がこの項目を維持し続けると誰も借り手がなくなってしまうという場合が考えられるが、現在の基準の変更に際して、IFC は説明責任を果たしているのか疑問である。少なくとも今回挙げた項目に関しては現段階で問題が生じているし、もし貸し手がなくなっているということがあるのであれば、それに対する説明責任が必要になる。コンサルテーションに関して EIA に関するコンサルテーションはやみくもに 2 回以上と言っているわけではない。EIA の TOR を結ぶ前に EIA を調べる対象地域、範囲を定める前に行うことになっている。

MoF 水野：

これに関しては、今検討しているということである。そういう意見も当然ある。いろいろな意見をもらっており、検討している。

田辺：

質問 2 の先住民に関しては世銀と政府間とのやりとりで異なるソースがあったかもしれないが、やはり先住民に対しての土地政策というのは、先住民以外の方と全部同じにしようという事なのか？法的権利を持っている、いないかということで決めていくと、法的権利を先住民がすべて持っていることは、これまでそうなかった。であるから、先住民への土地政策も考えるべきである。

MoF 水野：

それはどちらかと言うと、パフォーマンススタンダードの世界ではない。民間の会社が法律を変える事は出来ない。

田辺：

法律を変えるかどうかということではなく、実際に移転する先住民に土地の法的権利が与えられるかどうか、ということである。

MoF 水野：

繰り返しになるが、パフォーマンススタンダードというのはクライアントが何をすべきかということを示すものである。世銀の場合は世銀自身がホスト国に対して所有権を得るような支援をすることを促すことになっている。

神崎：

提案だが、ひとつひとつのことを議論しているといくら時間があっても足りない。引き続き、こういう質問で財務省に伺うことでいかがか。

MoF 水野：

多分、IFC に聞いた方が個別の論点に関しては早いとは思う。

神崎：

その中で重要だと思った点は財務省からも押して欲しいポイントとして、まとまった段階で話たり面会させてもらうこともあると思う。この場でどうしてもという質問等があるか？

福田：

私がたまたま ADB の情報公開制度などを行っているのだが、前回も伺ったのだが ADB が現在提案してきているものと IFC が現在提案しているものはかなり違うものになってきている。特に、基準としてどうかと言うことを厳密に見て行かなくてはならないと思う。手続き的な問題、もしくは枠組み的な問題を言えばかなり違うものが提案されていると思う。確かに、IFC のクライアントのほとんどが民間企業であるのは事実で、それが結果として何が出せて何が出せないということが影響することは分かるのだが、具体的にどういう手続きでもってどういう判断基準で出せるか、出せないのかを判断すべきなのかと言う事は、これは公的機関の性質から来るものであって、どういう文書を持っているかということから来るのではない。

MoF 水野：

前回、前々回の繰り返しになるが、今回どういう文書を持っているか、紙に書いてある情報の性質によって出す出さないを考えているのが IFC である。

福田：

実際にそれを判断するような、要するに全部は基本的に出すが、こういう文章は例外的に出さないということが手続き的に確保されていないから、ここで問題になっているのである。

MoF 水野：

全部は基本的に出す、と言うのは誤解がある。出せるものは出すということである。

福田：

要するに基本的に出せるものは全て出す、例外的にこういう書面にかかるものは出さないと言う意味でよろしいか？

MoF 水野：

別の言い方をしたら、そういうことである。

福田：

そういうことがプロセスとして IFC のドラフトに書いていない。ADB はそれを確保する為にきちんと手続きを決めている。

MoF 水野：

繰り返しになるが、ひとつは「Presumption in favor of disclosure」として言っていることでいいのか？先ほど言ったが、IFC は純粋に民間企業相手に業務を行っており、制約条件がある。法的機関ではなく、一民間企業が持っているビジネス上の秘密情報を曝け出すということになれば契約上問題にもなる。しかも、そういう所とは誰も付き合いたがらない。民間企業を相手にしている性格は十分に考えなくてはいけない。そういう配慮をした上で、出せるものは全て出しくということが大事だと私は言ったつもりだが。今回、この基準が入らないことは問題ではないかと考える。

3.世界銀行国別制度活用アプローチについて

田辺：

世界銀行の中では、現在中所得国の貸出に関して、世界銀行のセーフガード政策の代替として、国内制度が世界銀行の制度と同等であると世銀が判断した場合に、それらの国内制度を活用していくアプローチが提案されている。10月にドラフトペーパーが出され各国でコンサルテーションが行われてきた。これに関しては先週 CODE が行われ、来週 24 日に理事会が開かれると聞いている。非常に重要な時期かと思っている。しかしドラフトの中の Annex A には、世界銀行の政策と国内制度が同等であるかチェックする項目があげられているが、その中ではこれまで世界銀行のセーフガード政策で守られてきた規定の多くが含まれていない。

以下に例をあげているが、こうした項目の多くが抜けると、現状さえ世界銀行のセーフガード政策で十分守られていないものがあり、国内制度においても守られていない中で、こういったことを借入国がきちんと確認しないまま借入をおこなうことはやはり問題が発生する可能性が高いのではないかと危惧する。

質問 1 では、世界銀行のプロジェクトにおいて政策の決定がなされた場合、すでに融資決定後実施中のプロジェクトにおいてはどのような政策の改定がなされたのかということについて。

質問 2 に関しては、今後中所得国に国内制度が適用された場合に、この世界銀行が政策改定を行った場合、実施のプロジェクトにおいてどのようにこの政策が反映されるのかということ。

質問 3 に関しては、もし世界銀行のセーフガード政策が改定された場合は、新しく融資決定される政策にどのように反映していくのかについてである。

質問 4 について。アメリカの NGO が既存の政策よりも低下している点が 100 箇所以上アネックス A には存在すると指摘している。やはりこういった既存の規定もきちんと入れていくべきだと考えるが財務省の考えを聞かせていただきたい。

MoF 木原（大）：

なぜ世界銀行がこのような制度を導入しようとしているかについて、大きなピクチャーについてお話ししようと思う。援助の協調を進めなければならないということがある。援助の協調という内容をセーフガードポリシーについても、途上国が様々なところからお金を調達するときに別々の制度を使うのではなく、例えば世界銀行がある国のセーフガードポリシーが世銀のセーフガードポリシーと対等なものであるとして、その国内制度を活用して他のドナーからもそういった交わり方でそれは途上国にとっては、いわゆる取引コストの削減にもつながるし、さらには今まで以上に途上国の国内制度の改善を促すインセンティブがあるのではないかという話がある。

もう一つの大きな流れとして、中所得国の支援という文脈があるということは田辺さんのおっしゃった通りである。田辺さんから頂いた質問の中で若干いまやろうとしていることをきちんと世銀から伝わっているのかという点がある。ひとつは今まさに議論されている借入国制度の利用というのは、今まさに議論してそれから今後全ての案件に対して世銀が融資するときには、この借入国制度の活用、援用できるかどうかを判断しているのではない。田辺さんが指摘された、リスクがあるということについては、世銀も承知している。さらにパブリックコンサルテーションをかけて様々なところからご意見をいただいて、さらにそのような中でまずパイロットとして二年間行う。そして一年か二年できちんとレビューをしてそのレビューの結果を踏まえて今後どうしていこうかを決めよう。そういうタイムスケジュールというか検討があるという過程で作業が進んでいる。

まず頂いた質問の一点目として、仮にセーフガード政策が世銀によって変えられ行使されていくとして、改善の前に行われたことは、改善の後に適用されるのかというご質問だが、これは現実にはそれは非常に難しい。少なくとも今の世銀でそうしたことを行っていることはない。そうやってさかのぼってやりましょうということは現実的には不可能。

二番目は今後新しく融資を決定される案件についてその前にセーフガードポリシーが決定されたときに、この借入国制度をやろうとするときにはセーフガードポリシーを改正された後のものが、判断の根拠となるかという質問でよろしいか。それについては、われわれはそうあるべきだと考えるし、世銀としてもそういうことで進めている。仮に大きなセーフガードポリシーの変更があった場合には、将来的に変えなければいけない事態が生じるということはあるのだろうと思う。

三番目について、今のセーフガードと同様のものになっているか、抜けているのではないかという質問については、まず今回これをやる上での大前提として、今の世銀のセーフガードポリシーを引き下げることはしてはならない。我々もそのように言っているし、それに対して世銀もそういつている。さらに我々が長く議論をしている中でパブリックコンサルテーションに付される前には、その時点では今のテーブル案よりも簡潔なものであった。これはもう少し改善すべきと我々は申し上げて今の案になった。

それ以上に個別の論点という、はじめになぜこの制度かということを書したが、細かい論点をつぶしていくことも非常大事だと思うが、他方でそもそも制度を何故やろうとしているかと考えたときに、セーフガードポリシーで達成しなければならない基本原則というものが、このテーブルの上に書いてある。あとそれがどういう形で途上国で担保されるかということが、世銀のセーフガードポリシーと照らし合わせながら、世銀と話していくということなので、仮にまったく世銀と同じにスタンダードにならないからといって、世銀と同じやり方で途上国のセーフガードポリシーを求めていってしまうと、そもそも何故国内制度を活用していこうとしているか、あるいは今までのオーナーシップを向上させるかという目標自体があまり意味がなくなってしまう。そこはまさにリスクとベネフィットをバランスさせていくか、我々としては当然リスクを最小化して、ベネフィットを最大化していかなければならないということだと思う。

質問4について。CODE の場で我々がどのようなことを言っているのかということについては、まず基準の引き下げはやらない。そこはきちんと対応しなければならない。さらにはるかな理念となっているが、二年間問題がなかったからといってこれを他のものにすべてできるかということそうではないと思う。二年間でプロジェクトの承認はされるだろうが、そこは二年終わったからといって、そのままやりましょうということではないし、その時点でまずきちんと見ることは我々の見解として伝えなければならない。

田辺：

一点申し上げたいのは、マネジメントがどこまでオーナーシップで任されるのかという点で、最低限ここを、例えばコンサルテーションの場合カテゴリーAで二回やるということは最低レベルとしてある。それも今回のチェック項目として落ちている。どこまでが、最低やるべきことで、どこまでが相手の国のオーナーシップで任されるのか、このアネックスAではわからない。あまりにも大雑把すぎる。先ほど仰った。事前にもう少し簡潔な案があったというのはわたしも見た。しかし、そこから多少項目は増えているが、現段階ではまだ不十分であり、やはり現段階でアネックスAをもう少し書き換え、もっと詰めていく必要性を感じるが。

MoF 木原（大）：

例えばどのタイミングでコンサルテーションを行うかというときに、今は世銀の場で二回やるが、何回やるかはパイロットをやるときに借入国制度にまかされると思う。回数が何回にせよ、そのコンサルテーションがきちんと意味があるかどうかということ、このパイロットでは世銀として判断していく。そこでまさに我々が言っている、今の世銀の基準を引き下げないと言うことを世銀の事務局としてどう判断していくかということがまず一つ。

あとは仮に世銀の事務局でこういうものが、ある国のプロジェクトをやる上での国内制度というものが、世銀のスタンダードと整合的なものだとは判断した時には、ある程度この制度でやろうとしているように情報公開をきちんとしていくという話になるだろう。それは世銀として説明責任を負うという話であって、その世銀として負うリスクと、我々が株主として負うリスクを、われわれとして最小限にコントロールした上で、このプロジェクトを実施しようとしている途上国の話だとか、あるいは途上国にとって一定の額でより大きな援助効果を出していくためのこういった活性化をきちんと考えていかなければならない。

4.ナムトゥン2ダムの融資審査と日本政府のポジションについて。

松本：

ナムトゥン2ダムは融資とリスク保証の審査段階に入っている。世銀のホームページによると、配布資料の中で英語で書いてある1から3の項目を審査の対象にしている。これまで世界銀行が三つの柱としてきたものとほぼ同じであるが、若干国際社会の支持に関しては曖昧になっている。私の理解では、売電収入が貧困削減と環境保全につながることで、セーフガード政策上しっかりした対応が取られていること、そして三つ目に国内外の支持を得られていること。この三つを確保することが、審査の過程で核となると承知している。

その上で質問1として具体的にどのようなプロセスで審査をしていくのか、三つの柱を確認していく。具体的には、何かまたミッションが行われるのか、それとも銀行内で処理されるのか、再びインターナショナル・ステークホルダーとのコンサルテーションがあるのかということについて教えていただきたい。

二番目は理事会が果たす役割について、もちろん最終的に理事会にかけられることはわかっているが例えば、こういう案件の場合は数回に渡って理事会が開かれるのかとか、次回に向けたインフォーマルブリーフィングが行われて最終的に意思決定がされるのか、理事が持っている役割について伺います。

三点目は理事会で8%ほど力をもっている日本が、どうやってポジションを作り上げていくかということである。これは単純に融資に賛成反対だけではなく、もうすこしこういうことをしたほうがいいのか、こういうことが不足しているということも含めてである。これは定期協議の中でも何度も議論をしたが、世界銀行を扱っている財務省スタッフはそれほど多いわけではない。その中で限られた数の方が、どういう風にこういうセンシティブなプロジェクトに対応されるのか、今回IDBの総会もあるでしょうから、おそらくその幹部の人たちが沖縄に行ったりしなければならない中で一体どうやって日本の人たちが意思なり、見解を形成されていくのかということに関しては不安もあり、関心もある。

MoF 木原（隆）：

まず質問の一番目、どのようなプロセスで審査が行われるのかということについて。松本さんのおっしゃった通り、アプレーザルの段階を1月28日にはじめた。アプレーザルで取り上げるべき三つの点が書かれているが、これが必ずしも前のディシジョンフレームワーク（政策的枠組み）と同じではないと

いう点について。これは出されたアプレーザルステイメントをみると、要はデシジョン・フレームワークが満たされているかどうかを見ていく。そのためにどこを取り上げるかということでこの三点が示されている。これは取り上げる点であって、彼らはデシジョン・フレームワークが満たされているかどうかを見ていく。世銀として改定セーフガードに大きな批判がでてきたことも踏まえて、行程を始めたということだと思う。ここに書いてあるのは、プロジェクトの設計が適切かどうか、いわゆるセーフガード的にきちんとしたものになっているかどうかが中心となっていると思う。

二番目のプロジェクトの実施が適切かどうか、これはフィナンシャルステイクホルダーへの情報提供がなされているかどうか。三番目は、プロジェクトの収益管理が適切かどうか、まさにナムトゥン2の収益が貧困削減、環境保護にむけられるかどうか、これを中心に見ていく。どういう形でやるかということだが、世銀の中で審査を始めたということなので、どういう形式でやるか、これまで収集した資料をもとに取り組んでいくということも恐らくあるだろうし、現地のカンントリーダイレクターに聞いてみるというのもあるだろう。

いろいろな情報を集めながらやるというのが一般に想像できる話である。具体的にどうするかとういことに関しては、私は聞いていないが、いずれにしろ情報を総合しながら審査をしていくのだと思う。それから審査の過程で理事会がどのような関与をするのかということについては、理事会の日程も決まっていないので、どういう形で関与していくかということは今後の話になる。もちろんこの案件はこの会合で関心の高い案件であるので、理事室も含めて見ていく。我々自身も世銀の事務局にここで話も含めて質問をしているし、こういう場や国会議員からの質問も受けているから、そういうのに答えていくためにも世銀からいろいろ話を聞いている。理事室、我が方とも強い関心を持って見ている。

質問3のどのように形成していくかについて。もちろん理事会のための理事会ペーパーというものがある。それだけでなくこれまでここで寄せていただいた話だとか、世銀から出てきた情報そのほかの情報を総合的に見ていくということだ。

松本：

まだ意思決定していないのにも関わらず、ウォルフエンソン総裁がラオスに行って華々しくこれをやりますという記事がラオスに出回っている。今ラオスから来るメールは、ナムトゥン2は決まったのか？というメールである。すごく強いメッセージを総裁はラオスに与えている。要するに、ますますノーといいにくい状況を自分で作っていて、ここでノーといえば東南アジアの世銀に対する信頼が下がる状況を作っている。もっと慎重に対応する総裁なら、「ただアプレーザルを始めたただけだ」ということをラオス政府に言うべきであって、あっちでは決めていない、こっちでは大丈夫という言い方ではどこを信用していいかわからない。ここには総裁はいないから、私は木原さんの言うことを信じて、融資機関の審査が慎重に行われることを信じているが、今回のウォルフエンソン総裁のラオス訪問について財務省は何か見解をもっているか。

MoF 石井：

私は松本さんとは違う印象をもっていて、これだけ重要な意思決定をするトップは現場を一度見ないといけないと考えている。やはり今回総裁が行って、村の人を訪ね、どういうことを考え何が起きている

かをご存知になるために時間を費やしたと聞いている。うがった見方をすれば、そういう見方も出来るが、そこはやはり総裁として責任を持った判断をしようとするれば、やはりそのステップは問うべきだろうし、そのところをかえって油断を大きくしてしまうからといって慎重にすべきだったかといえは私はそう思わない。正直言えば、総裁は一度見て自分がサポートできないと判断したものに対してははっきりとだめだというし、そういう総裁に見て欲しいといったスタッフは、やはりものすごい信念の現われだと思う。無謀だという見方もある一方、責任ある対応という意味では必要なステップで、それを勇気を持ってやったということだと思う。

行った事自体はポジティブに評価したいと思う。あとはどういう点をみているかということは、この場で申し上げて論点も出尽くしている。やはり一つの公共財政の話で、いろいろな例を今まで見てきたけれども、どういうメカニズムで上手くいくかということ、ラオスの文脈でどうかと我々は、見ていくということ。それに対して世銀や ADB のスタッフがどういう制度設計をするかと、それが適切なものかを、ラオスの文脈の中で見ていく。それは実際、その国におかれている許容量とか、それがその国の収入のどれくらいを占めるかとか、そういうことによって違うと思う。かつそれをどういう風に何に配分していくかということも国によって全部違うわけだ。そのところは適切かどうかを中心に我々見ていく。

この場で繰り返し議論し、そのおかげで我々は本当に良く勉強してきたのだが、セーフガードの様々な問題について。やはり次から次へと様々な問題が出てきて、いろいろなリスクが処理されていくかというどういう評価が出てくるのがまずあって、それから今評価の違うリスクが、後から対処する手段がどういう風に組まれているかというのが、セーフガードの二番目のポイントであって、今現在、完全に評価が定まっていないうリスクに対してどう対処するかが重要。その設計の最終形を我々は見えていないので、我々はプッシュしていく。

松本：

財務省の皆さんはエコノミストであるから、経済的なところはもう大丈夫というのが私は一番心配。セーフガードのところは比較的、もともと環境をやりたくて財務省に入った方はいらっしやらないでしょうから、そこはきちんと見ておかなければならないということが常に働いていると思う。逆に経済や財政は皆さんのご専門なので、ある意味では、こういう状態であれば大丈夫という線引きがあると思うが、ラオスのような国では、本当にそれが通用するかはかなり未知の世界であるし、あるいは経済的に何とか成り立つと言っていたプロジェクトが環境や社会面だけではなく、経済や財政面でも問題を引き起こしている。それが債務になるということはたくさんある。だから債務問題は特に環境社会の問題ではなくて経済の問題。エコノミストは一体何をしていたのだと言わざるを得ない問題がたくさんある。そのことは肝に銘じていただいて、私はラオスの人が債務削減を訴える国になってほしくない。13 億ドルのプロジェクト、前に進めるも進めないも鍵を握っているのは世界銀行ということで、是非慎重な判断をしてほしい。今後数ヶ月に渡り、細かい具体的な話は詰めていきたい。

5．チョンクニヤス環境改善プロジェクトにおける ADB の今後の関与について。

後藤：

チョンクニアス環境改善プロジェクトはカンボジアのトンレサップ湖に港を建設するプロジェクトで、乾季と雨季の水位差をつなぐ運河建設と、そこに住む水上生活者の移転を含んでいる。これを ADB は「環境改善プロジェクト」と呼んでいる。そもそも環境改善になぜ港が必要かということが調査されておらず、代替案も提示されていないなど、本案件の環境影響調査(EIA)案には多くの問題点があった。これに関して、メコン・ウォッチは去年の6月、ADBの事務局へ問題点を指摘し、再調査を要請する書簡を出している。その後11月にADBの理事へ、EIA案の問題点が未解決のままでは融資審査に進まないよう要請する書簡を出した。

これらの書簡に関してはADB事務局から回答があり、環境影響調査(EIA)は妥当であり、チョンクニアス地域の環境改善には港が不可欠だという説明があった。しかし、11月に回答をもらった一週間後、このプロジェクトの当面の中止が決定したと聞いた。中止の理由は、カンボジアとベトナムとの間には歴史上の軋轢があるが、カンボジア政府がベトナム人コミュニティへの補償供与をためらったため、という説明を受けた。

このような背景をふまえ、本当にベトナム人コミュニティの問題だけでこのプロジェクトがなくなったのか、ADBメコン局から大村理事へ一体どのような説明があったのか内容を教えていただきたい。また、本案件以前に行われたADBによる他のプロジェクト調査では、チョンクニアス以外にも港建設の候補地をあげている。現地からは、これらの候補地の中のひとつであるプルサット州コンボンルオン地域で、ADBが新たに港建設の支援を検討しているのではないかという情報があがってきている。このような情報からは、ADBはやはりトンレサップ湖に港を作りたいのではないかと思える。その点について財務省の見解をお聞きしたい。

MoF 日向：

チョンクニアスの環境改善の話については前回のNGO協議会でも取り上げられて、我々の方でも十分な情報がなく我々の方が勉強させていただいた。今回の話も、結論から申し上げますと、プロジェクトを中止したという話は、日本理事室としてはかなり関心を持っているとADB事務局は知っていたはずだがその情報はなかったということだ。

それで質問は、日本政府ということなので、もしかしたら財務省とか理事室以外であったかもしれないが、我々が知る限りでは、少なくとも事前に説明を受けたということは承知していない。我々の方も、この議題に取り上げられたので事務局に問い合わせたのだが、ADBカンボジア政府がプロジェクトを続行しないという強い意向をADBの方に示されたということでADB側もプロジェクト進行の手続きを中止しているということだ。

二番目の話は、現地で情報があるということで、どのぐらい信憑性があるって語られているか、我々もわからない。私の方よりもメコンウォッチさんの方が詳しく調べられているので、港湾建設をしたかったとかは今更言わない。ただADBの考え方という、チョンクニアスの件という周辺住民の直面している課題の縮図とも言える。結局課題によっては港湾建設は異なる方法で取り組んでいく必要があるという考えは持っていた。新しい港はどうかというのは、我々もどれぐらい進行しているか分から

なかった。あまり事務局と面と向かっては聞いていない。

ただ港湾建設が果たして様々な状況の中で具体的に検討された、一番ベストの方法かというのを、本当にひとつひとつつぶしたかどうかは我々としてもわからない。というのは前回見せていただいた質問に対する ADB の答えが、疑問に対してひとつひとつ ADB が対応しているとは思えない。但し逆に、港湾建設以外でも何かあるのであれば、それを上手く見つけられればというものは ADB 側にもあると思う。前回住民達は港湾建設を望んでいなくてその案を出したくてもだせない、というのがあったと記憶している。実際にそういうところは ADB が主催になるのかカンボジア政府が主催になるのか私はよくわからないが、なにもそういう機会がないというのは変だと思う。その上でこのまま放置すると、皆さんもご承知のように環境が悪化していくということはかなり高い確率で起こりうるから、そこをなんとかしなくてはならないだろう。

問題はそのやり方をどうするかということで、一つは現地の事情に詳しい人が集まって、専門家的な発想で港湾建設以外の提案を素直にぶつけて討議する機会ができればよいというのが今ある。ただ、現実的には ADB 自体が今プロジェクトを中断しているので、そういったところをどう考えているのかわからない。

後藤：

2 点だけ。まずなぜ 2 番目の質問をしたかという背景をもう少し詳しく説明すると、「チョンクニアス環境改善プロジェクト」がでてくる前に、別の調査が 2 つ行われていた。「総合漁業計画」と「メコン河下流域における重要湿地帯の管理・保護」というものだった。この 2 つ調査結果で、チョンクニアス地域とプルサット州のコンボンルオン地域、そしてもうひとつ、別の地域の 3 つの場所で、港建設地の選択肢が上がっていた。現地からは、ADB のコンサルタントがコンボンルオン地域で州関係者と話し合いを持っていた、という情報が上がってきたため、ADB は港建設の可能性をまだ捨てていないのではないかという懸念を持ったという経緯がある。そしてもうひとつは、カンボジアは世界のどの国よりも食料安全を漁業資源に依存している。しかし、現在のトレンサップ湖の漁業管理システムはかなり混沌としており、そのしわ寄せを小規模漁民が受けている。このような状態のままトレンサップ湖に港を建設してしまうと、商業漁業が推進され、自然資源の収奪が起こる。誰がそのしわ寄せを受けるかは火をみるより明らかであり、この点は念頭においていただければと思っている。

MoF 日向：

確かこのプロジェクトは最新のカンボジアの CSP だと、ADB のなかでやや後退しているというのがある。

6．スリランカ南部ハイウェイ建設プロジェクト（STDP）における ADB のアカウンタビリティ・メカニズムの実施と JBIC の対応について

清水：

スリランカ南部ハイウェイ建設プロジェクト、STDP と呼んでいるが、このプロジェクトにおける ADB のアカウンタビリティ・メカニズムの対応について質問させていただく。アカウンタビリティ・メカニ

ズムのコンサルテーション・フェーズの背景や経緯に関しては、添付資料に付けさせていただいたのでここでは省略する。ここで一点修正があって、1月18日から2月1日にかけてSPFの返答がなかったとあるが、1月18日にはあって、17日から1日の期間はなかった。2月1日にコンサルテーション・フェーズの終了が異議申立人に通知された。この終了の決定を受けて私の方から財務省に終了の理由を伺ったところ、その時は「理由に関しては不明であるが、終了の根拠に関してはポリシーペーパーの88の『これ以上のコンサルテーション・フェーズは目的を持たない』であるとのことだった。一方FoE JapanからもOSPFの方へ連絡を取ったところ、根拠はやはりポリシーペーパー88であるが、OSPFとしては、詳細をあまり把握していないということだった。

ADBのマネジメントは同事業のルートに関する調査を実施しており、またSPFも問題を指摘したが、JBICにおいては同事業には問題がないと主張してきた。質問に移らせていただく。

1点目が、ミディエーションプロセスがおおよそ2ヶ月間あったが、この期間に関する詳しい情報をOSPFの方ではもっていなかったにも関わらず、OSPFの方でこれ以上コンサルテーション・フェーズは意味を持たないと判断することは事実上不可能であるのではないかと思う。また、そのような中での判断は不適当であると思う。この点に関する財務省のご意見を聞かせていただきたい。

2点目は、この判断が妥当ではなかったという理由でコンサルテーション・フェーズを再開して問題解決に取り組むべきではないかということである。

3点目は、OSPFが出したRARにSPF内では意見が分かれたが、問題可決の妨げになるため融資は継続するという結論が導き出されている。つまりSPFは一時融資の凍結も考えたが、今の段階では融資を継続したほうが良いという結論を導いた。今となってはSPFも終わってしまい、問題も現状では解決していない一方で事業は進んでしまい、ADBも融資を出し続けている。このような状況の中、このまま事業が進んでしまった場合、現地の環境社会への影響の悪化が大変懸念されるので、ADBとして融資を一時停止して、この事業をもう一度問題解決の視点から問題解決を進めるべきである。

4点目は、JBICがこれまで問題の存在を否定し続けてきたわけであるが、これはなにを根拠にしているのかということである。

5点目はこちら側の要求。まずはJBICが問題を認めることが先決であって、その問題を解決するためにも最終ルートでいいのか、現地調査をすべきである。それからADBによる調査に加えて今後必要であれば移転、補償に関する調査を実施し、この現地の問題を悪化させないためにも土地収用を一時中止することをスリランカ政府にJBICが求めるべきではないのか。もしもスリランカ政府が要求に応じなかった場合には融資を一時中止すべきではないのか。

6点目は、JBICとADBが現地の環境社会問題に関して足並みがそろっていないのもう少し協力体制をとって問題解決に取り組むべきではないのか。

MoF 日向：

一点目について。ADB の事務局の話では、まず本件にかかる国際専門家を雇用してコンサル業務をやっていたが、それをまず専門家を雇用する際に TOR を住民とスリランカ政府と ADB のプロジェクト担当者にした上で関係者の同意を得た上で調査をした。もう一つは専門家が実際の救済の手続きに関して一定の期間、あるいはルールを提案しているらしくそれについて三者の合意を得ていると聞いている。今おっしゃった、国際専門家の方がミディエーションのプロセスを行い、彼が行った結果まとまらない、まとまる見込みがないというような判断をしたようだ。

一度 1 月 23 日に住民やスリランカ政府にプロセスを終了するという連絡はしたそうだ。SPF は 2 ヶ月間返答がなかったということで、それはおそらくデイリーになにが行われているか恐らく知らなかったと思われるが、国際専門家の方は少なくとも SPF に状況を報告して、SPF の方も自分でこれまで関わりあってきているので、またその関係者の状況も勘案して問題解決のためのコンサルテーションが進まないということで、政策の過程に則って終了したというふうに言ってきている。

では具体的に何があったのか、我々の方でも気になって聞いてみたのだが「今現在まさに本事業に関わる最終報告書を公開するための内部手続きをしている。その手続きが終了するまでは報告書のほうは公開できない」ということだったので我々の方でも詳細は分からない。従ってコンサルテーション・フェーズが終了したことが適切だったかどうかは、報告書の詳細がわかっていないので今の段階で判断することは難しい。ただおっしゃったようにミディエーションプロセスについての情報をもっていなかったのではということは、今の話では少なくとも間違いであると思う。

質問 2 点目は、結局判断が妥当であったかどうかはまだ分からない。質問 3 については、FoE Japan の清水さんの方から RAR のファイルを頂いている。しかし SPF の方に請求したところそれは公開できないということであった。我々としては正式にもらったわけではない。理事会にも公布されていない。記載内容に関していろいろコメントするのは差し控えたい。ただ一つというと OSPF の中でも意見が別れていてそれについてはどうか、ということは聞いた。答えは異議申し立て者の住民が、融資停止を要求していることは当然知っている。その時に内部で提出物を検討した際に議論はした。ただその際 SPF の事務室の中で見解が分かれたという事実はないというのが回答であった。

いずれにしても最終報告書が明らかになっておらず、我々の方でも問題解決の全容が明らかになっていないので、本当に RAR で指摘されたというのは、頂いた資料ではそういった議論があったことになっているが、融資の一時停止が本当に適切かどうかということは、やや判断が出来ない状況にある。

MoF 中野：

質問の 4 について。JBIC が問題の存在について否定してきた、何をもって否定できるのかというお尋ねだが、JBIC のプロジェクトに関して関係の住民の意見を勘案するために昨年の夏に現地の調査を行っているという。これも含め JBIC としてこのプロジェクトのためのモニタリングを実施しており、環境社会面への配慮が不十分であるとご指摘があった場合、必要に応じてスリランカ政府に意見を述べたり、適切な対応を促すことはしていると聞いている。

問題の存在を否定してきているということだが JBIC から移転の補償について必ずしも満足していない

住民の方がいるという話も聞いているので、私どもも本当に JBIC が問題をないといっているのかということになると、なんとも申し上げようがない。我々としても、そういった点を含め解決すべき問題はあるというふうに認識はしている。従ってまさに解決すべき問題をクリアして、スリランカ政府側として環境社会配慮面に措置を講じていくように、歯止めをかけるということは認識している。

質問 5 について。いくつかご指摘があって、最終ルートでいいのか、補償移転について現場で本当にきちんと行われているのか調査を行う必要がある、あるいはできていないのであれば中止すべきだという質問であったと思う。今申し上げたように我々も JBIC から幾つか報告を受けている。例えば本当に最終ルートが妥当なものと言えるのか、あるいは EIA の承認にあたって住民とのコンサルテーションがきちんと行われていたのかどうか。あるいは手続きなりに問題があるのかどうかという点を中心に我々も報告を受けてきている。

これらの点について言うと、最終路線の話については、十分承知しているかと思うが、昨年 1 月の最高裁の判決で、追加的な EIA をやるべきだということを退けた高裁の判決が支持された。住民とのコンサルテーションの話が、確かにこれは不十分であったということでスリランカ政府に賠償金の支払があったということを承知している。それから補償移転については今まさにスリランカ政府の移転計画が実施されていて、対象世帯数でいうと約 4 割が移転することになっている。そのうち 7 割では補償が済んでいると聞いている。それから詳細はまだスリランカ政府に確認中だが、移転に反対していた住民も含め補償額を査定するための立ち入り調査というものが全ての世帯について始まったという話も、未確認情報であるが聞いている。これらを受けて問題が全て解決されたという話ではない。

しかし一応現地ではそれなりに情勢が動いているという風に考えておって、財務省としても引きつづき JBIC がきちんとモニタリングをしていて、私どももその話を聞いていてスリランカ政府側にも、環境社会面への配慮がされているということが重要なのだと考えている。それでももちろん一般論として明らかにスリランカ政府として環境社会面への配慮がなっていないという話になれば、貸付中止の措置を含めて検討していくことになるのだろうと思うが、今は現地のそういう動向があるのでそれをよく見ていく。

質問 6 について、ADB と JBIC の足並みの話だが、繰り返しになるが JBIC としてもモニタリングの一環として現地の調査をしてきている。それから ADB とも日頃から情報交換をしてきているということなので、そういった形で足並みがそろっていないところまでは言えないのではないかと、情報交換もきちんとやって連携しているのではと認識している。

清水：

まず質問 1 について ADB に関することだが、ミディエーターのプロセスにおいて、およそ二ヶ月の期間があったが一回しかミーティングが行われていない。それからミディエーターとミディエーションのプロセスにおける SPF の役割ということだが、先ほど伺ったミディエーターの TOR を見ると、ミディエーターの業務に関してプロセスの状況に応じてタイムリーに情報を OSPF に連絡するということがある。

さきほどの日向さんの結論だと SPF は問題があってもやはり問題を把握していたのではないかということなのだが、1月18日に異議申立人は OSPF に、「現地の移転が進んでしまっている」ということを訴えた。それについて OSPF がどういう回答を1月18日にしたかというところ「状況が適切に把握していない」というのが返答で終わってしまっている。以上のことを考えると OSPF が日向さんのおっしゃる通りにそこまで状況を適切に把握して判断を下したということは必ずしも言えないのではないと思う。

最終的な報告書が出てこない限り、コメントすべきかどうか判断したとおっしゃったが、最終的な報告書が出て大々的にコンサルテーションのステージが終了しましたとなった後、皆で議論しても終了してしまった後である。だから私としては最終判断をする前に、今こうした問題が上がっているのだから皆で話し合っ、その上で最終的な結論を出すべきではないかと思う。

MoF 日向：

それは3者の間でということか？

清水：

3者の間になる。ミディエーターに関して一回しか会議をしていない。

MoF 日向：

物理的な会議を何回したかは私もわからない。ひとつ思うのは、皆を集めてやる以外にも情報収集の手段はある。ただ、異議申し立て者の意見をどれだけ把握できたということもあるのだろうが、それまでも様々な提出物だとか、あるいはヒアリングの結果をおそらく分析されて、住民の方がどういう要望をもっていて、どれだけ不安であるかを感じ取ったのではないだろうか。ただし、それが一回で感じ取ったかどうかは私にもわからない。ただ聞くところによると、ミディエーターの人はそれで飯を食べる国際的なプロらしいので、我々が計り知れないところで何か、そこはもう本当に想像の世界であるが。

清水：

もともとミディエーターを指名する前は、異議申し立て人に対し、SPF は「ミディエーターは、コロンボにいる人である」といった。従って、異議申立人はコロンボに滞在可能な人だと思っていた。ところが、実際に指名されたミディエーターは、22日しかコロンボに滞在せず、残りはずっとイギリスに滞在していた。従って、例えば異議申立人が土地収用一時中止に関する合意（1月15日と12月15日まで）に関して、スリランカ政府が違反しているとミディエーターに何度もメールを出している。ところがミディエーターがイギリスにいたので本当に実際違反が起こっているかがわからなかったのではないか。これで先ほど言ったようにミディエーターの役割を果たせていて、適切な判断ができたかということ、私はそうは思わない。

MoF 日向：

現地にいなかったということは、それだけ現地の状況がなかなか分かりずらかったと。

清水：

最高裁の判決は私も重々承知している。中央環境局の承認に関しても承知しているが、私の申し上げたいのはそういった手続き的なことではなくて実際に現地でどういったことが起きているのかということである。それを調べてくれたのは、たとえば SPF のレポートで、それも公式には発表されていないので認められないのかも知れないが、ああいうところで問題が提起されたことに関して、JBIC としてどういう風に認識しているのかということを知っているのであって、最高裁の判決も私も読めば分かるし EIA の承認も存じ上げている。そうではなく一帯現地でどういったことが起きているのか JBIC としてどういう風に認識していてどういう対応をとってきたのか、そのことを聞きたい。モニタリングということを JBIC はよく言うが、2001 年に F A が結ばれていて、2005 年になるから 4 年間モニタリングしている。4 年間モニタリングしてきてスリランカ政府に適切な対応をとるといつてきているけれども、結局 4 年間やってきてこれだけ問題が悪化してきているということは、SPF のレポートを見ても明らかだと思う。その部分に関して、今までのモニタリングが十分かということをお考えいただきたい。もう少し積極的な対応をとらせるべきだと思う。

MoF 中野：

一点だけ JBIC に関して気になった発言がある。状況が悪化しているとおっしゃったのだが、私の認識では当初の移転に反対した住民も減ってきていると聞いている。

清水：

反対＝問題があるわけではない。一番重要な部分は声のあげられない人であり、再定住地区の部分は、ADB 区間も JBIC 区間も見えてきたが、皆さん補償をきちんともらっておらず、生活手段もない。請求手段も移転によって失っている人もいるし、補償もきちんともらっていないからきちんと家が建てられない。こういう状況の中でこのまま土地収用と移転が進んでしまった場合、今反対している人に関わらず、移転プロセスが進んでしまった場合、再定住地で苦しんでいる人や生活手段を失う人が増えるのではないかということだ。

MoF 中野：

声を上げられないという方がいるということは私も、そういう方がいるかどうか分かるわけではないので、立ち退きについては JBIC について聞いてみたい。

清水：

SPF のレポートを見ていただければそのことに関しても書かれているので是非それを読んでいただければと思う。

MoF 中野：

SPF のレポートは公開されていないのでは？

清水：

まだ公開されてはいない。

7. サンロケ多目的ダムプロジェクトにおける JBIC の対応について

波多江：

今の背景として、JBIC が 98 年から融資を続けていて、2003 年にダム建設は終わって商業発電も始まっているが、貸付はまだ 10%ほど残っていた。私達 FoE Japan としても、影響住民の方への補償が行われていないとか、問題が残っているということで、この 10%を出すべきではないという話を JBIC としてきた。しかし、1 月 31 日に残り全てが出されてしまった。私達は今でも JBIC が残りの融資を出すべきではなかったと思っている。理由として、例えば JBIC が 99 年に融資を決定した際に借入人に付けている条件 4 つをあげられる。その一つに対象住民の数の確定だとか移転対象住民の同意の取得などがあげられている。特に砂金採取者という影響住民が地元にいるが、今ようやく影響住民として認められて、確定のプロセスを行っている。今一つの町で約 1300 人の選定が終わって、次にまた違う町で行うことになる。ということはまだ全然対象住民の数は確定されていない。そういう点でも、明らかに条件が満たされていないと考える。

質問は、一つ目として、地元の団体が 1 月 27 日付けで日本政府と JBIC に融資をするべきではないという趣旨の書簡を出していたが、それに対する対応をお聞きしたい。

それから、融資の貸付が終わってしまったが、今後 JBIC としてまだ残っている地元の問題に対して、どのような対応をしていくのか、どのくらいの期間、モニタリングを今後行っていくのかということをお聞きしたい。

質問 2～5 については、影響住民の確定と同意取得という 2 つのポイントを財務省に見解を伺いたい。まず対象住民数の確定の時期だが、JBIC が 99 年に融資を決定する際対象住民の確定を条件としている。この点についてはその後 99 年に事業者が、衛生調査や川沿いでの実地調査をおこなって影響住民数を確定している。しかし 98 年の、すでに着工している時点で砂金採取者は砂金採取ができなくなっている。ということは 99 年の時点ではきちんとした影響住民の数は把握できない。そういった認識をもっているが、それに対して財務省としてどういう考えを持っているかをお聞きしたい。

98 年の段階から、今は影響住民として認められている砂金採取者の方々が、まったくコンサルテーションを受けずに終わっていたわけだが、98 年の時点で環境影響評価の中で地元での主要な生計手段として農業や砂金採取が書あげられていた。ではなぜ、98 年の融資審査の段階で砂金採取者の方々を見落としてしまったのかが疑問。結局、98 年の段階で社会的合意のプロセスに関われなかった砂金採取者の人たちのような人がいるとわかったたこ時点で、JBIC は社会的合意のプロセスに問題があったということで、融資を止めるべきであった。そのことに対する財務省の認識と今後の対応をお聞きしたい。もう一つは影響住民に対する補償内容について。98 年の時点から今まで 7 年かけてやっと影響住民として認められたのが砂金採取者の方達だが、この 7 年間は砂金採取ができなかった。その収入手段を失った 7 年間に對する正当な補償を金銭補償で行って欲しいと言っている。そのことについて財務省の見解をお聞きしたい。

移転対象者の合意について。サンロケダムの建設が行われる際、同意の取得プロセスに非常に問題があった。たとえば、このプロジェクトは国家プロジェクトだから反対しても無駄だと言われたり、英語で

書かれたものに署名したなど、いろいろな問題があった。今この多目的プロジェクトの灌漑事業について日本のODAの要請が来ている。それに2003年12月、小泉首相がプレッジを出している。今日本の外務省と財務省、フィリピン政府との間でおそらくEN締結の段階に入ってきていると思われる。実際移転プロセスが地元で始まっている。その移転プロセスをみると、英語の書面に署名をした方などの報告を受けている。そういうプロセスが始まっているなかで、私達としては、サンロケダムの被害を受けた場所と同じ場所で、また同じプロセスを繰り返し、このプロジェクトが進み、日本政府が融資をするということになって欲しくないと思っている。そういう意味でこの質問をださせていただいた。

MoF 宮崎：

まず、一番と六番について。地元住民からの書簡が1月27日付けでティマワの名前のものが当方とJBICに届いた。それについての対応については、ただちにJBICに事実確認をするようにいった。JBICの方では、1月28日にティマワのリーダーの方、ドートン氏という方だったと思うが、その方に照会をした。

そのところ彼自身はその書簡の存在を知らなかった。内容についてもサンロケについて反対するものではないと、本人が言っていたと報告を受けた。それについては我々も報告を受けて、これについて解答をしなかった。ということでJBICでも最終決断の1月31日より前に、ティマワのリーダーに確認しているということで、この対応について財務省として問題はなかったかと思う。6番について。全額融資されたあとのモニタリングだが、全額融資された後はモニタリング終了というわけではない。もちろんJBICもモニタリングを終わりにするということは聞いていない。事業者によって今後環境・社会制度に配慮されているか、必要なモニタリングを継続していくと聞いている。財務省としても、JBICが事業者から話を聞くと共に、NGOの方や地域住民の方の意見も聞くことが重要だと考えている。

波多江

モニタリングの期間は決まっていないのか？

MoF 宮崎：

それは決まっていない。償還期間中にはやる。

2つのポイントといわれた、地域影響住民の確定の時期についての問題と、それから同意取得の間の問題だが、住民数の確定についてはJBICに確認したので、98年の事業開始までにEIAが作られている。この時点でフィリピンの環境法令上の調査は実施されていた。また実際その中にある砂金採取者の調査は、実施されていなかった。今現在砂金採取者が追加認定されている状況を見ると、事業開始前に砂金採取者の調査が行われることはより望ましかったと思う。JBICの対応ということでは融資検討するにあたって、砂金採取者の存在がわかっていたということで、国際的水準への対応を求めて99年から砂金採取者の調査をするように事業者に働きかけた。そのときに319人の砂金採取者が認定されたということを知っている。それをもとに融資を実行した。基本的には事業開始前に影響住民の調査をするのが望ましい。そして今回のように事後的に影響住民の存在が明らかになってくれば、調査させて確定していく必要があると思う。

EIA の確定作業に例えば今回の事態を避けるためにはどうするかということについて。JBIC は EIA を公開して、第三者に異議を求めるという措置を取っていく中で、被影響住民の把握がなされていくことになるのかと思う。同意取得について。先ほど言ったように事前調査の段階で砂金採取者の認定がされなかったために、コンサルテーションが砂金採取者に事業開始前になされなかったのは事実だ。事業開始前に砂金採取者が被影響住民として調整認定されて、コンサルテーションされることが望ましかったと思う。しかし JBIC は融資決定の段階では砂金採取者の存在は認識していた。現在砂金採取者のコンサルテーションについて 1000 名程度の砂金採取者の多さだとそのコンサルテーションは指摘している。

金銭補償について。砂金採取者の補償が開始されるまでの金銭補償だが、原則として基本にあるのは JBIC のガイドラインだと思う。JBIC のガイドラインには影響を受ける以前の生活水準に回復するように考えていることがあるので、砂金採取者についてもそのうち支払われて補償されていくと思う。個別のケースでの補償内容については、本件であればフィリピンの制度があるので一概には言えないが、その国の関連法規に従った対応がなされるものと理解している。同意取得の際に問題点があったということについて。質問事項であげられているようなサンロケダムの問題点は、JBIC に確認したが、そういった個別の問題は報告されていないということだ。JBIC の方としてもそういった個別の問題があれば、事業者に語りかけるので具体的に指示してくれということだ。

アグノ川の灌漑事業について。これについてもステイクホルダーとのコンサルテーションが行われ、移転住民に対する適切な説明がなされていくことが基本と考えている。それから移転同意の取得の条件についても JBIC として事業者に確認していくことも必要だと考える。同意取得の条件に関しては JBIC のガイドラインに照らし合わせて、問題がある場合は JBIC からフィリピン政府に改善を働きかけて、適切な対応を求めて、それが講じられない場合は、円借款を供与しないこともある。

波多江：

今回はサンロケダムについても伺いたかったが、この教訓を活かしていただきたいと思い質問を出させていただいた。先ほどの STDP にしろ、ナムトゥン 2 ダムにしろ、いろいろなところで起こっている問題を見ていて思うのは、JBIC がモニタリングを続けているのはわかるし、働きかけをしているというのもわかる。しかし例えば同意取得の状況や、英語で書かれた文書なのか、そういったところの確認を事業者経由で行っている限り見えてこないのではと思う。もちろん EIA を確認して第三者の意見も取り入れてやっていくとおっしゃっているが、結局は 98 年の時点で EIA がやられて、フィリピンで ECC（環境許認可）がでてきて、環境法令上問題がなければ JBIC は出されると思う。その問題点をどうやって克服していけるのかということが、今後大きな問題になってくると思うので、その点についてもまた配慮いただき、対応をご検討いただきたい。

MoF 宮崎：

一般論をいうと環境配慮は事業者がやる。基本は事業者の報告。そこで NGO の方の情報が重要だということもあるので、それは必要に応じて考慮していく。

松本：

一点だけ。最後灌漑のところで、ガイドラインに照らし合わせて融資しないこともあるとおっしゃった。

これは首相がブレンチした案件でそういうことはありうるのか。外務省ではないと言うが。

MoF 石井：

きちんとコンテキストで聞いていただきたい。ものすごく常識に反したことであればやめなければいけないこともある。一般論としては何も問題ない。

波多江：

ガイドラインに照らしてとおっしゃったが、この灌漑事業では一応ガイドラインは適用されないと言われている。2002 年の 9 月に要請がきたので。

MoF 石井：

それは、駆け込みで要請したからこれはセーフだとかいう話ではない。法律的な、補償や異議申し立ての話とかそういうことについてはデッドラインが、どこかで足を切るという意味で重要になる。今我々が問題にしているのは物事の考え方であって、それは今まさにこれからやろうという話であれば、準用してやっていくという点については JBIC にも異論はない。×切前だからといって何でもいいという考え方は全然ない。あと事業者任せにしておけないということもすごくわかる。

それから今、宮崎が申し上げたとおり、NGO や市民社会からの情報が重要ということもすごく良くわかる。このプロセスは今後とも重要になっていく。しかしやはりこれは相手国のシステムのレベルアップにはつながらない。こういう問題は延々と続くわけである。同意していただけるかわからないが、随分変わってきている。こういうプロセスが相手の国の国内法や仕事のやり方そのものを変えていかなければならない。要するにキャパシティも今後日本が特に公共財政管理で心配とあったが、私としてはすごく心配。やはり一つの鍵はそこだと思う。問題はプロジェクトがオンかオフか別にして、あの国がもう少し正しい公共財政管理を必要としていることは明らかである。どうやって日本やドナーが彼らのシステムをどうレベルアップしていくかは長期的課題。この議論も全て最後はそのためにある。

松本：

なぜかこの議論はリスクを伴う大きなインフラの時に出てくる。制度改革とセットのように言われて、考え方としては納得するのだが、しかしではリスクを伴うプロジェクトとセットでなければ出来ないのかと思ってしまう。そうするとやはり、無償ばら撒き型でなく、無償こそきっちりやって制度改革につなげていかなければならない。今みたいに意味があるのかわからない形式をいっぱいやるのではなく、そこに食い込んでいかなければならない。巨大プロジェクトと共にキャパシティビリティのことをするのはなくて、あのどろどろ流れている無償資金協力をもう少しきちんとして欲しい。

MoF 石井：

それはこの前、もう少し包括的な長期的管理が必要だといった。

8．サハリン石油天然ガス開発における累積的影響について

村上：

サハリン石油天然ガス開発における累積的影響についてお聞きしたい。この開発によって施設建設からはもちろんのこと、建設期間中やその後の油流出による影響や、サハリンに住む人々たちへの影響、また北海道に住む人々への影響が懸念されている。また最近そうした声はますます高まってきている。というのは1月20日に現地の先住民族が開発を行う全ての企業に抗議活動を開始した。抗議活動は現段階では一時中止ということで企業と交渉が持たれていると聞いているが、要求が飲まれなければ今後引き続き行くと聞いている。また南部のコルサコフに住む住民からも建設による被害が上がっていて、JBICやEBRDにも情報が上がっているかと思う。累積的影響と考えた場合、実際に住んでいる方の中でも徐々に影響の不安が高まってきて、今こうした活動に出ているのではないかと思う。サハリン開発は現段階では1と2が進行中であるが、工期自体は9までであるので今後も引き続き行われていく開発である。

現段階でサハリン2に対する融資を検討しているJBICとEBRDに質問させていただきたいのだが、JBICのほうではこのプロジェクトにガイドラインを適用するということだ。こちらのガイドラインには検討すべきスコープとして「直接的な影響だけでなく合理的に考えられる範囲で、派生的、二次的、累積的影響も含む。またこうしたプロジェクトサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい」とある。EBRDの方では、現行の天然資源政策の中に実際サハリン開発を例としてあげて、EBRDの関与によって環境問題への一般市民の参加や事業者のガバナンスをもたらし、地域経済の発展とともに従来の環境への壊滅的な影響を減らすことができるプロジェクトとして挙げられている。こうした累積的な影響を回避するために戦略的なアセスメント、SEAの実施を主要な環境要素として記載されている。しかしこれまでのところ開発を行っている事業者の中にそうした対策をとっている事業者は見られない。（質問略）

本議題の質問は時間の関係上、本協議会内では省略した。したがって、以下に事前にNGOから財務省に提出した質問状（質問部分）を掲載する。

質問：

1．現在JBICは「サハリンIIフェーズ2に係る環境関連フォーラム」において、同事業の環境社会影響に関する外部の意見を収集している。この中でも、日本とサハリンを往来する希少野生生物を研究する専門家から累積的影響に対する懸念が上げられた。FoE Japanからもフォーラムにおいて「累積的影響」についても議論すべきだと提案したが取り上げられなかった。サハリンは、脆弱な自然環境を持つ特徴的な地域（川、湖沼、湿地が多く、開発が行われている湾は閉鎖性が非常に強い水域）であることを考慮する必要があるが、累積的な影響に関して、JBICが新ガイドラインに基づいて、具体的にどのような環境審査を行っているのかあるいは今後事業者に対してどのような対応を求めているのか、財務省の認識をお聞きしたい。

2．EBRDがサハリンでSEAを実施することに関しては、過去（2003年2月21日）に行われた財務省・NGOの定期協議会でも取り上げている。この時は業務指示書（TOR）が明確になっていない段階であったため、具体的にどうした項目が含まれるかなど深い議論はなされなかったが、財務省からサハリン開発において、SEAを行うことに関して「非常に重要である」という発言をいただいている。EBRDが自然資

源政策において、大規模開発による影響を緩和するための政策のひとつとして掲げたサハリンでの SEA は、これまでのところ実施されていない認識しているが、その理由をお尋ねしたい。

3. サハリン開発に関しては過去の定期協議会でも議題として上げており、日本にとっても、経済面・社会面・環境面全てにおいて非常に関わりの深いプロジェクトであるという共通の認識を有していると理解している。日本の海洋、鳥類など野生生物の専門家のみならず、北海道の漁業関係者などがこれまで機会あるごとに問題への懸念や対応策を事業者や融資機関、国に伝えてきた。JBIC、EBRD とともに各政策の中で重要な位置づけにあるサハリン開発の累積的影響について、調査や対策構築がどのように行われるべきか、日本政府の考えをお聞きしたい。

MoF 水野：

まず質問 2 について。ご指摘のように確かに EBRD の天然資源政策の中にサハリン 2 のプロジェクトの戦略的アセスメント（SEA）がある。これをよく読むと SEA がサハリンの累積的影響に関連する可能性があると書いてある。SEA の具体的内容については書いていない。その後 EBRD もつめて考えていて、要は SEA は全体の計画を描く上で、一体なにが足りないのかというときに有益なツールになる、という結論に達したようである。サハリン州政府からも個別のプロジェクトに応じた環境アセスメント（EIA）のなかで特定の分野についてどうなのかというところの支援を求めている。そこは個別のプロジェクト、ここではサハリン フェイズ プロジェクトのなかで他のプロジェクト（フェイズ であるとか）と関連した影響はきちんと見なければならない。現在 EBRD は審査をしていく状況である。なお蛇足だが、EBRD として SEA をやるのがサハリン フェイズ プロジェクトの中であまり適切ではないということは二年前におっしゃっていた。

MoF 中野：

質問 1 についてですが、これより前のプロジェクトで新環境ガイドラインの適用対象について話が出たがご承知のように新環境ガイドラインは 2003 年 10 月以降に実質的に要請があった場合適応される、ということでサハリンはそれより前に要請がされていて、適応の対象ではないが間に合った、間に合わなかったという問題ではなくそこは新環境ガイドラインの趣旨、精神というものは参照していくということになっている。その部分でご指摘のように、新環境ガイドラインの中にもプロジェクトの実施主体が環境社会配慮をするときには合理的な範囲内で累積的影響を考慮するという旨が書かれているので JBIC でもその趣旨を可能な限り踏まえて環境審査をしていく。累積的影響については我々も勉強したが、環境ガイドラインのなかでは個別のサハリンプロジェクトの環境審査の中で可能な限り累積的影響を考慮していくということになる。

MoF 水野：

最後質問三について重複するかもしれないが、このプロジェクトに関して環境の影響がどのように起こるかということは EBRD からサハリンプロジェクトの開発会社に対しても最善の対応を求めていくという、まさに現在審査が行われているわけで、非常に重要なことであると考えている。EIA にも出来る範囲で影響も考えていくということで適切な対応を考えていく。いずれにせよ累積的影響について言えばサハリン 8、9 などを考えることは相当難しいと思われるのでサハリン フェイズなどを現在きち

んとやっていきたい。

村上：

EBRD として SEA をやるのがサハリン フェイズ 2 プロジェクトの中であまり適切ではないというように判断されたとのことだが、これはこういった状況でなされたのか？それは、例えばサハリン州政府との話し合いでどのような過程があったのか？

MoF 水野：

そのような議論の詳細は聞いていないが、サハリン州政府の方が特別分野の対策の支援を行うというひとつにニーズがない、また無理である、ということを踏まえた上で考えるとそれは本当に難しいことなので、フェイズ を見る事が大切なのだ、という結論に達したのだと思う。

村上：

累積的影響はつかみづらく取り組むことも難しいと思うが、いま様々な野生生物に関する懸念の中で特にコククジラについて IUCN の独立のレポートが出ているのだが、それもサハリン フェイズ を対象としたものだが、その中でも一つの種を見ていく上でももちろんサハリン だけでなくサハリン の影響、それから今後のプロジェクトの影響への懸念があるので累積的影響を常に調査し評価していくことが重要であると書かれている。一番思うのは、サハリン 9 までどのように行われていくかということで、今はサハリン 、 が北東部沿岸で行われていて ~ あたりまで北東部で、そのあとは順々に日本に近づいていることは地図を見ればわかる。こうした中でサハリン 、 で日本の企業、政府系融資機関である JBIC が関わっており EBRD の融資もサハリン のフェイズ でもすでに行われている。このような中で全島を対象とするような、今後どのような状況でどのような企業によって行われるのかわからないが日本への影響はこれからも続いていくのだから、今関わっているところで、そもそも SEA を取り入れようという考えは早い段階であったのだから、現在事業段階に入っているが今からでも例えば融資機関共同でもいいが、全島を対象とした保護プランだとかを作れないかなと思う。

神崎：

全島を対象とした保護プランを作るのは可能か、難しいか。

MoF 水野：

それは無理でしょう。それはまずロシア政府なりサハリン州政府がフェイズ 、 を融資機関として関与しているわけだが本来サハリン州政府がすべきことではないかと個人的には思う。

神崎：

油流出に関してはやっている。

MoF 水野：

サハリン州政府の要請を受けて EIA をやるわけだが、だからサハリン州政府がどう考えているかということが大切なのではないかということをお自分は思うのだが。

村上：

今現在 JBIC では環境フォーラムを行っているが、日本の国内での懸念も高まっていることと思う。これだけ日本との関わりが強いプロジェクトなのでもう一步踏み込んで、日本が取り組んでいるプロジェクトであるというぐらいの形で取り組んで頂きたい。

9．OECD 輸出信用アレンジメントと再生可能エネルギーについて

本議題の背景説明・質問は時間の関係上、本協議会内では省略した。したがって、以下に事前に NGO から財務省に提出した質問状（背景説明・質問部分）を掲載する。

経済開発協力機構(OECD)において、輸出信用機関が再生可能エネルギー事業への支援を行う場合は、輸出信用アレンジメントにより緩やかな条件を設けることを、欧州連合(EU)が提案していると聞いている。そしてこの提案において、再生可能エネルギーのひとつとして、水力発電が言及されていると聞いている。

一方、2000 年に公表された世界ダム委員会(WCD)の最終報告書では、「水力発電設備を持つ大型ダムの 55%が、計画以下しか発電していない」という結果が出ている。また、大型の水力発電ダムが、以下のような多くの深刻な環境社会影響を引き起こしてきたことは、本報告書はもとより、NGO も指摘してきた。

■ 社会影響の例：

- ・大規模な住民移転を伴う
- ・生活手段の喪失(特に森林や河川の資源に頼っている人々への影響は多大)
- ・移転後の生活が回復されない(生活改善プログラムの失敗)
- ・土地権を保有しない住民に適切な補償が支払われない、支払われる場合も補償が不十分である場合や遅滞する場合が多い

■ 環境影響の例：

- ・土砂堆積によって貯水池が埋まる、また河川汚染による漁業への影響
- ・流域全体への影響(水棲生物の多様性、上流及び下流の魚場への影響など河川・河口・海洋生態系の喪失)

質問：

1．EU 提案の事実関係、また提案の内容を教えてください。

2．上記のような理由から、NGO では、EU 提案が大型水力発電ダムを含むものであることを懸念しており、大型ダムは含まれるべきではないと考えている。この点について日本政府としてどのようにお考えかお聞きしたい。

3．大型ダムが含まれる可能性がある場合、その環境社会影響を可能な限り回避するためには、世界ダ

ム委員会(WCD)の勧告を満たすことを条件付けるべきではないかと考えるが、財務省のお考えをお尋ねしたい。

OECD 輸出信用アレンジメントとは？：

公的支持のある輸出信用の秩序ある枠組みを設定することを目的として、OECD 貿易委員会を事務局とする公的輸出信用ガイドライン取極めが定められている。同取極めでは公的支持の輸出信用条件（最低保険料水準（ミニマム・プレミアム・レート）、頭金、最長償還期間、最低貸出金利および償還方法等）を規定している。（NEXI ホームページより）

神崎：

時間がないので質問については省略させていただく。

MoF 佐藤：

2002 年のヨハネスブルクサミットで、再生可能エネルギーを打ち出していこうという流れがあり、2004 年 6 月にボンで会議があり、どのようにこれを促進していくのかということになり、日本で言えば JBIC などでは議論が行われており、それを受け OECD の勧告会合がありそこでメンバー国が提案をしている状態で国際交渉中なので内容はまだ公開できないが、そういった話し合いが現在なされている。

それでは何を再生可能エネルギーにするか、ということが最も関心あるテーマだということを本日伺いそのような観点からもきちんと議論していきたいと思う。輸出信用アレンジメントはもともと補助金競争をなくして公正な条件で競争しようという、ある面で規制をする枠組みなので、それをつかって政策を促すという議論もあるがまだ、議論も始まったばかりであるので今後きちんとやっていきたい。

神崎：

現在議論中であるとのことだが、このような重要なことが政府間交渉だけで決定されるというよりむしろどこかの地点で何らかの形で協議するような場を設けていただきたい。